

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から41年3月まで  
② 昭和42年1月から同年3月まで

申立期間①及び②について、私が20歳になった時に国民年金へ加入したと母親から聞いていた。自治会の人が集金に来て、母親が、兄二人の分と一緒に納付していたはずである。兄たちの記録は納付済みとなっているのに、私の記録が未納になっているのは納得がいかない。納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、申立期間②については、3か月と短期間であり、また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和42年2月にA市において払い出されていることが確認できる。

この時点において、当該期間を含む昭和41年度の保険料は現年度納付することが可能であるところ、国民年金被保険者台帳から、42年1月31日に、41年4月から同年12月までの保険料がまとめて納付されていることが確認できる上、申立期間②以降の保険料は全て納付されていることに加え、当該期間当時、申立人と同居していた兄二人の国民年金保険料は全て納付されていることから、当該期間が未納とされていることは不自然である。

申立期間①については、上記手帳記号番号が払い出された時点において、当該期間のうち、昭和39年4月から同年12月までの保険料については時効により納付することができない期間であり、40年1月から41年3月までの保険料については過年度納付が可能であるものの、自治会（納付組織）では納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとされる母親は既に死亡しており、申立期間①当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人について、別の年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和39年3月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月から40年4月までは1万8,000円、同年5月から同年7月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月23日から40年8月1日まで

私は、昭和39年3月23日から43年11月30日までA社に勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに納得がいかないため、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間においてA社の経理担当であったとする者は、「入社と同時に、社員の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と証言している。

さらに、A社の元従業員は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である昭和36年9月から37年11月までの期間に係る給与明細書を所持しているところ、当該給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間を含めて昭和40年8月1日までは適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、35年7月\*日に法人として設立されており、申立人及び複数の元同僚は、「当時、

社員は 15 人ないし 30 人程度在籍していた。」と証言していることから、同社は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 40 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録及び同期入社元同僚の証言並びに標準報酬月額の等級の改正経過から判断すると、39 年 3 月から 40 年 4 月までは 1 万 8,000 円、同年 5 月から同年 7 月までは 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 山梨国民年金 事案 409

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から 51 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 51 年 1 月まで  
会社を退職してすぐに国民年金の加入手続を行い、口座振替でずっと真面目に保険料を納付してきたのに、未納とされている期間があることは納得がいかないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した際に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、口座振替により国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 10 月 31 日にA市において払い出されており、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、第3回特例納付が実施されていた時期ではあるものの、申立人にはまとめて保険料を納付した記憶も無く、特例納付により保険料を納付した事情はうかがえない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から60年2月までの期間及び同年4月から61年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年9月から60年2月まで  
② 昭和60年4月から61年2月まで

大学を卒業後、A職としての勤務だったため、両親も不安に思い、私の年金を納付してくれていたはずである。母親が全てを行っていたが、亡くなってしまったため詳細は不明である。納めていたと思うので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその母親は既に死亡しており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年7月に払い出され、申立人が現在所持する年金手帳に記入されている初めて国民年金の被保険者となった日は、同年4月29日であることから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間である。

さらに、申立期間①及び②は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成2年7月時点では、時効により保険料を納付することができない期間である上、当該期間において、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。